

相続手続のために提出していただく書類

①遺言書で遺言執行者が定められている場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 死亡事実が確認できる被相続人の戸籍(除籍)謄本
3. 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注) 自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります。(但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
4. 遺言執行者の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの）
5. 被相続人の通帳および証書 (注) 通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。

②遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 死亡事実が確認できる被相続人の戸籍(除籍)謄本
3. 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注) 自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります。(但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
4. 特定相続人（＝当行預金等の受遺者さま）の方の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの）
5. 被相続人の通帳および証書 (注) 通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。